

○ 男女共同参画施設（男女共同参画センター・勤労婦人センター）

1 保有量、利用状況

区分	施設数	延床面積 (m ²)	1施設当たり 延床面積 (m ²)	利用者数 (人)
男女共同参画施設	3	15,322	5,107	481,339

本市の状況

設置状況

沿革

- 市内に3施設（男女共同参画センター【小倉北区】、勤労婦人センター【門司区、八幡東区】）
- 男女共同参画センターは、平成7年に「女性センター」の名称で設置され、その後、平成14年に、「市民及び民間の団体による取組を支援することにより、男女共同参画社会の形成の推進を図ることを目的とし、「男女共同参画センター＜ムーブ＞」という名称に変更した。
- 勤労婦人センターは、男女共同参画センターの地域拠点として、市内の東西2箇所に整備されている。西部勤労婦人センターは、昭和30年に県営「婦人の家」として発足後、昭和48年に市に移管され、昭和52年に「市立勤労婦人センター」として全面改装した。その後、昭和62年に東部勤労婦人センター＜レディスモジ・やはた＞の開館に伴い、「西部勤労婦人センター＜レディスやはた＞」となった。
- ＜ムーブ＞及び＜レディスモジ・やはた＞は、女性の就職・再就職支援や働く女性のキャリアアップなど、女性の活躍推進を図る拠点施設として、三位一体となって、本市の男女共同参画社会の形成を推し進めている。
- 3施設一体の指定管理者制度を導入

2 コスト状況

施設名	歳出 (千円)	歳入 (千円)	利用者1人 当たりの歳出 (千円)	利用者1人 当たりの歳入 (千円)	歳入カバー率 ※歳入÷歳出 (%)
男女共同参画施設 (勤労婦人センター)	324,883	47,995	0.67	0.10	14.77%

※歳出：維持管理経費（修繕費用、光热水費、委託料等）+人件費（施設勤務者分）の合計となっており、指定管理料を含む。
※歳入：使用料収入、利用料収入（指定管理者制度導入施設）、その他収入の合計となっている。

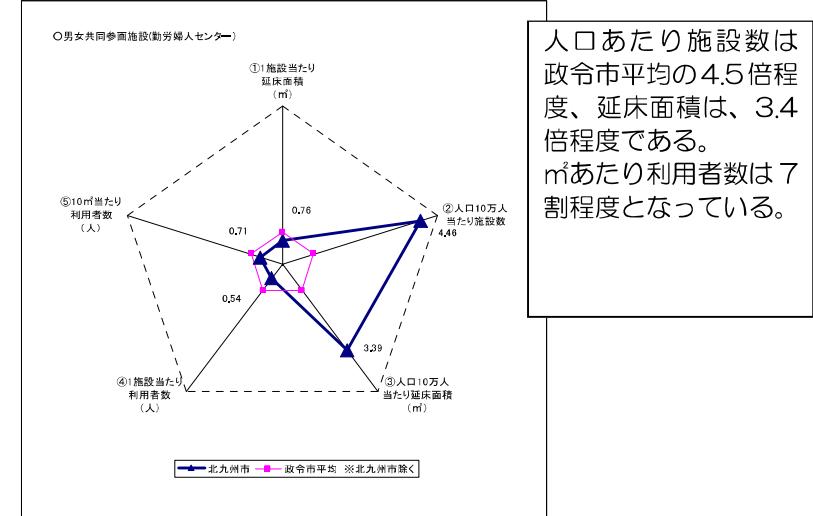
3 政令市比較

順位	自治体名称	(1) 保有状況			(2) 利用状況	
		①1施設当たり 延床面積 (m ²)	②人口10万人 当たり施設数	③人口10万人 当たり延床面積 (m ²)	④1施設当たり 利用者数 (人)	⑤10m ² 当たり 利用者数 (人)
1	北九州市	5,107	0.31	1,569	160,446	314
2	*	4,188	0.19	786		
3	*	6,181	0.10	643	89,031	144
4	*	8,586	0.07	582	489,997	571
5	*	5,366	0.07	367	252,052	470
6	*	6,796	0.05	355	361,995	533
※調査対象自治体 8市 ・保有している自治体・・・8市 (うち3市については、データが得られていないため除外)						
政令市平均	※北九州市除く	6,732	0.07	463	298,269	443

※順位は、「⑤人口10万人当たりの延床面積」の数値が大きい順としている。

※政令市平均は、「施設数」、「延床面積」、「利用者数」の3つのデータが取れている市のデータのみを用い、加重平均法（各市データの合計÷各市データの合計）の場合は、各市の延床面積合計÷各市の人口合計）により算出している。

※上記3つのデータの一部しか取れておらず、政令市平均算出に使用していないデータについても、参考のため記載している。



※“3 政令市比較”的表の北九州市と政令市平均の数値を元に作成している。

※北九州市÷政令市平均の式により、政令市平均を1とした場合、北九州市が何倍になるかを算出し、グラフ化している。

○勤労青少年ホーム

1 保有量、利用状況

区分	施設数	延床面積 (m ²)	1施設当たり 延床面積 (m ²)	利用者数 (人)
勤労青少年ホーム	3	4,054	1,351	95,275

2 コスト状況

施設名	歳出 (千円)	歳入 (千円)	利用者1人 当たりの歳出 (千円)	利用者1人 当たりの歳入 (千円)	歳入カバー率 ※歳入÷歳出 (%)
勤労青少年ホーム	83,524	3,795	0.88	0.04	4.54%

※歳出：維持管理費（修繕費用、光熱水費、委託料等）+人件費（施設勤務者分）の合計となっており、指定管理料を含む。

※歳入：使用料収入、利用料収入（指定管理者制度導入施設）、その他収入の合計となっている。

※指定管理者制度導入施設で、利用料金制により運営されている場合は、上記の歳出額に利用料収入の額を加えて、コスト状況の把握に当たっての歳出額としている。

3 政令市比較

順位	自治体名称	(1) 保有状況		(2) 利用状況		
		①1施設当たり 延床面積 (m ²)	②人口10万人 当たり施設数	③人口10万人 当たり延床面積 (m ²)	④1施設当たり 利用者数 (人)	⑤10m ² 当たり 利用者数 (人)
1	北九州市	1,351	0.31	415	31,758	235
2	*	1,138	0.26	291	30,195	265
※調査対象自治体 8 市						
・保有している自治体・・・1 市						
・保有していない自治体・・・7 市						
政令市平均 ※北九州市除く		1,138	0.26	291	30,195	265

※順位は、“⑤人口10万人当たりの延床面積”の数値が大きい順としている。

※政令市平均は、“施設数”、“延床面積”、“利用者数”的3つのデータが取れている市のデータのみを用い、加重平均法（各市データの合計÷各市データの合計：⑤の場合であれば、各市の延床面積合計÷各市の人口合計）により算出している。

※上記3つのデータの一部しか取れておらず、政令市平均算出に使用していないデータについても、参考のため記載している。

本市の状況

設置状況

・市内に3施設（門司、若松、八幡西勤労青少年ホーム）

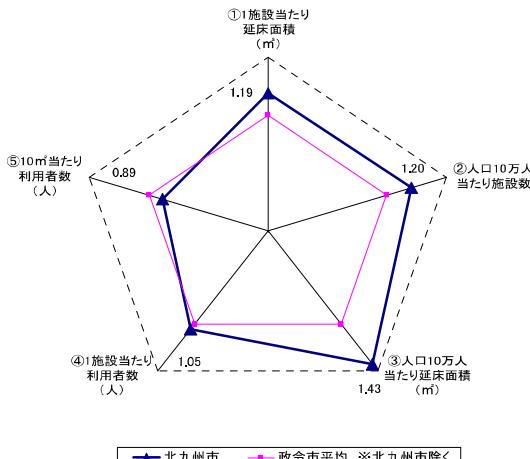
沿革

- ・勤労青少年ホームは、・勤労青少年（15歳以上 35歳未満）に対して、各種相談・指導、各種講座の開催、憩いやスポーツ・レクリエーション、クラブ活動等の余暇活動の場を提供するため、昭和36年から昭和58年にかけて八幡東、小倉、若松、門司、八幡西の順に設置された。その後、老朽化や、民間類似施設の整備等に伴い小倉、八幡東の2施設は廃止となり、現在は、門司、若松、八幡西の3施設で、指定管理者制度により、運営を継続している。また、県営の同種施設として、昭和57年に設置された「北九州パレス（小倉北区）」がある。

- ・一方、平成18年以降に策定された第八次、九次勤労青少年福祉対策基本方針においては、従来の余暇活動に加えて、キャリア形成、社会活動・世代間交流の促進等が付加されるなど、その役割が社会情勢の変化に合わせて見直されている状況である。

- ・現在の勤労青少年ホーム3館は、施設の老朽化等がみられるも、新しい機能や目的を持たせ運営を行っており、年間約9万5千人の利用者があることから、一定の役割は果たしている。

○勤労青少年ホーム



人口あたり施設数は政令市平均の1.2倍程度、延床面積は1.4倍程度である。
m²あたり利用者数は9割程度である。

※政令市平均の数値は、保有している市が1市のみであったため、当該1市の数値となっている。

※“3 政令市比較”的表の北九州市と政令市平均の数値を元に作成している。

※北九州市÷政令市平均の式により、政令市平均を1とした場合、北九州市が何倍になるかを算出し、グラフ化している。

○体育館

1 保有量、利用状況

区分	施設数	延床面積 (m ²)	1施設当たり 延床面積 (m ²)	利用者数 (人)
体育館	18	51,658	2,870	1,119,950

2 コスト状況

施設名	歳出 (千円)	歳入 (千円)	利用者1人 当たりの歳出 (千円)	利用者1人 当たりの歳入 (千円)	歳入カバー率 ※歳入÷歳出(%)
体育館	515,324	104,242	0.46	0.09	20.23%

※歳出：維持管理経費（修繕費用、光熱水費、委託料等）+人件費（施設勤務者分）の合計となっており、指定管理料を含む。

※歳入：使用料収入、利用料収入（指定管理者制度導入施設）、その他収入の合計となっている。

本市の状況

設置状況

沿革

- 市内全域に18施設
- 体育館は、高規格・大規模施設として、総合体育館（昭和49年設置）が1施設設置されている。その他、旧5市時代に設置された施設も含め、区レベル、地域レベルにおいて、小・中規模の施設が点在している。
- 全施設指定管理者制度導入。

3 政令市比較（施設延床面積ではなく、競技場面積で分析）

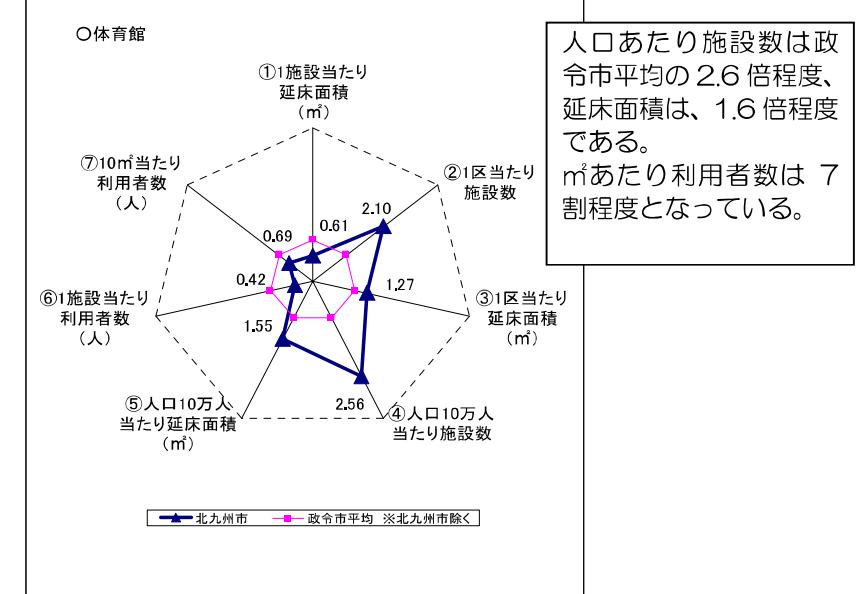
順位	自治体名称	(1) 保有状況			(2) 利用状況		
		①1施設当たり 延床面積 (m ²)	②1区当たり 施設数	③1区当たり 延床面積 (m ²)	④人口10万人 当たり施設数	⑤人口10万人 当たり延床面積 (m ²)	⑥1施設当たり 利用者数 (人)
1	北九州市	1,030	2.57	2,649	1.84	1,898	46,548
2	*	2,492	1.40	3,489	0.73	1,823	
3	*	1,503	1.63	2,442	1.11	1,664	67,050
4	*	1,698	2.00	3,397	0.96	1,624	78,155
5	*	1,576	1.13	1,773	1.01	1,597	
6	*	2,117	1.06	2,249	0.75	1,590	155,978
7	*	1,662	1.57	2,612	0.75	1,249	141,105
8	*	823	1.64	1,347	1.22	1,005,01	
9	*	1,175	1.33	1,567	0.83	977.59	60,344
10	*	2,145	0.86	1,839	0.42	903	165,156
11	*	1,291	0.67	861	0.39	502	100,028
		※調査対象自治体 10市					
		・保有している自治体・・・10市					
政令市平均 ※北九州市除く		1,702	1.22	2,083	0.72	1,223	111,702

※施設数、延床面積は、競技場単位で分析を行っている。

※順位は、“⑤人口10万人当たりの延床面積”的数値が大きい順としている。

※政令市平均は、“施設数”、“延床面積”、“利用者数”的3つのデータが取れている市のデータのみを用い、加重平均法（各市データの合計÷各市データの合計）による算出している。

※上記3つのデータの一部しか取れておらず、政令市平均算出に使用していないデータについても、参考のため記載している。



※“3 政令市比較”的表の北九州市と政令市平均の数値を元に作成している。

※北九州市÷政令市平均の式により、政令市平均を1とした場合、北九州市が何倍になるかを算出し、グラフ化している。

○武道場（柔剣道場、弓道場）

1 保有量、利用状況

区分	施設数	延床面積 (m ²)	1施設当たり 延床面積 (m ²)	利用者数 (人)
武道場(柔剣道場、弓道場)	15	11,766	981	179,533

*施設数については、体育館との併設施設を含む。延床面積等については、体育館と一体整備されているものは体育館に含めている。

2 コスト状況

施設名	歳出 (千円)	歳入 (千円)	利用者1人 当たりの歳出 (千円)	利用者1人 当たりの歳入 (千円)	歳入カバー率 ※歳入÷歳出 (%)
武道場(柔剣道場、弓道場)	31,999	12,277	0.18	0.07	38.37%

*歳出：維持管理経費（修繕費用、光热水費、委託料等）+人件費（施設勤務者分）の合計となっており、指定管理料を含む。
*歳入：使用料収入、利用料収入（指定管理者制度導入施設）、その他収入の合計となっている。

3 政令市比較（施設延床面積ではなく、競技場面積で分析）

順位	自治体名称	(1) 保有状況				(2) 利用状況		
		①1施設当たり 延床面積 (m ²)	②1区当たり 施設数	③1区当たり 延床面積 (m ²)	④人口10万人 当たり施設数	⑤人口10万人 当たり延床面積 (m ²)	⑥1施設当たり 利用者数 (人)	⑦10m ² 当たり 利用者数 (人)
1	北九州市	639	2.14	1,370	1.54	982	12,710	199
2	*	777	0.80	622	0.38	297	41,818	538
3	*	315	1.30	410	0.68	214		
4	*	463	0.63	290	0.43	197	12,565	271
5	*	215	1.29	276	0.61	132	6,376	297
6	*	959	0.18	174	0.14	130		
7	*	821	0.19	154	0.13	109	41,554	506
8	*	498	0.33	166	0.21	103	15,923	320
9	*	489	0.43	209	0.21	103	36,300	743
10	*	1,135	0.11	126	0.06	74	49,044	432
11	*	464	0.08	39	0.08	35		
※調査対象自治体 10 市								
・保有している自治体・・・10 市								
政令市平均 ※北九州市除く		463	0.43	198	0.28	128	22,294	449

*順位は、“⑤人口10万人当たりの延床面積”の数値が大きい順としている。

*政令市平均は、“施設数”、“延床面積”、“利用者数”の3つのデータが取れている市のデータのみを用い、加重平均法（各市データの合計÷各市データの合計：⑤の場合であれば、各市の延床面積合計÷各市の人口合計）により算出している。

*上記3つのデータの一部しか取れておらず、政令市平均算出に使用していないデータについても、参考のため記載している。

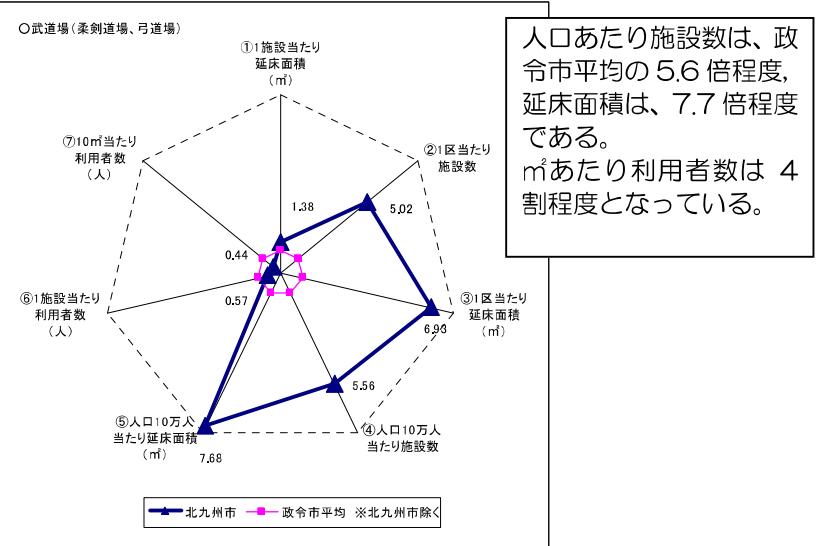
本市の状況

設置状況

・各区に15施設（柔剣道場：8施設、弓道場：7施設）

沿革

- ・柔剣道場、弓道場は区単位で設置されている。
- ・柔剣道場のうち、1施設は体育館と併設（香月スポーツセンター[八幡西区]）、弓道場のうち、2施設は柔剣道場と併設（小倉南、若松武道場）されている。
- ・本市は、専用の柔剣道場を多数整備しているが、他政令市においては、多目的用途の競技場を柔剣道場として使用している場合が多い。
- ・全施設指定管理者制度導入。



人口あたり施設数は、政令市平均の5.6倍程度、延床面積は、7.7倍程度である。
m²あたり利用者数は4割程度となっている。

*“3 政令市比較”的表の北九州市と政令市平均の数値を元に作成している。

*北九州市÷政令市平均の式により、政令市平均を1とした場合、北九州市が何倍になるかを算出し、グラフ化している。

○屋内プール

1 保有量、利用状況

区分	施設数	延床面積 (m ²)	1施設当たり 延床面積 (m ²)	利用者数 (人)
屋内プール	4	3,861	1,931	128,784

※施設数については、体育館との併設施設を含む。延床面積等については、体育館と一体整備されているものは体育館に含めている。

※思永中学校プールは、学校施設であるため、この頁における分析からは除外している。

2 コスト状況

施設名	歳出 (千円)	歳入 (千円)	利用者1人 当たりの歳出 (千円)	利用者1人 当たりの歳入 (千円)	歳入カバー率 ※歳入÷歳出 (%)
屋内プール	95,917	15,103	0.74	0.12	15.75%

※歳出：維持管理経費（修繕費用、光熱水費、委託料等）+人件費（施設勤務者分）の合計となっており、指定管理者を含む。

※歳入：使用料収入、利用料収入（指定管理者制度導入施設）、その他収入の合計となっている。

本市の状況

設置状況 市内4施設(単独2施設、体育館との併設 2 施設)

沿革 新門司温水プールと桃園市民プールの2施設に加えて、体育館との併設施設が2施設(若松体育館、折尾スポーツセンター[八幡西区])が設置されている。

上記 4 施設について、指定管理者制度導入。

その他、学校プールを一般開放しているものが1施設(思永中学校[小倉北区])ある。これらを含めると5箇所となり、市全域をカバーしている状況である。

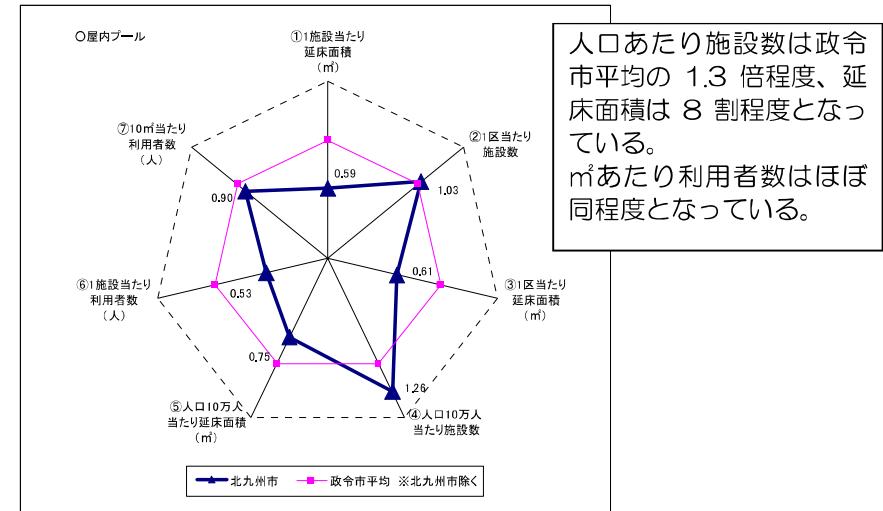
3 政令市比較（施設延床面積ではなく、競技場面積で分析）

順位	自治体名称	(1) 保有状況			(2) 利用状況		
		①1施設当たり 延床面積 (m ²)	②1区当たり 施設数	③1区当たり 延床面積 (m ²)	④人口10万人 当たり施設数	⑤人口10万人 当たり延床面積 (m ²)	⑥1施設当たり 利用者数 (人)
1	*	871	1.80	1,568	0.86	750	52,755
2	*	1,118	0.75	839	0.51	572	57,343
3	*	7,917	0.09	720	0.07	537	247,190
4	*	2,403	0.33	801	0.21	500	187,760
5	*	1,171	0.57	669	0.28	329	142,341
6	北九州市	744	0.57	425	0.41	304	53,201
7	*	644	0.80	515	0.42	269	121,347
8	*	1,830	0.11	203	0.06	119	108,967
		※調査対象自治体 10 市					
		・保有している自治体 ・・・ 10 市					
		(うち 3 市については、データが得られていないため除外)					
政令市平均 ※北九州市除く		1,256	0.55	695	0.32	408	99,699

※順位は、“⑤人口10万人当たりの延床面積”の数値が大きい順としている。

※政令市平均は、“施設数”、“延床面積”、“利用者数”的3つのデータが取れている市のデータのみを用い、加重平均法（各市データの合計÷各市データの合計）(⑤の場合であれば、各市の延床面積合計÷各市的人口合計)により算出している。

※上記3つのデータの一部しか取れておらず、政令市平均算出に使用していないデータについても、参考のため記載している。



人口あたり施設数は政令市平均の1.3倍程度、延床面積は8割程度となっている。
m²あたり利用者数はほぼ同程度となっている。

※“3 政令市比較”的表の北九州市と政令市平均の数値を元に作成している。

※北九州市÷政令市平均の式により、政令市平均を1とした場合、北九州市が何倍になるかを算出し、グラフ化している。

○文化施設（芸術劇場、響ホール、市民会館）

1 保有量、利用状況

区分	施設数	延床面積 (m ²)	①施設当たり 延床面積 (m ²)	利用者数 (人)
文化施設(市民会館等)	7	69,891	9,984	886,532

2 コスト状況

施設名	歳出 (千円)	歳入 (千円)	利用者1人 当たりの歳出 (千円)	利用者1人 当たりの歳入 (千円)	歳入カバー率 ※歳入÷歳出 (%)
文化施設(市民会館等)	1,586,096	132,978	1.79	0.15	8.38%

※歳出：維持管理経費（修繕費用、光熱水費、委託料等）+人件費（施設勤務者分）の合計となっており、指定管理料を含む。

※歳入：使用料収入、料金収入（指定管理者制度導入施設）、その他収入の合計となっている。

3 政令市比較

順位	自治体名称	(1) 保有状況			(2) 利用状況		
		①施設当たり 延床面積 (m ²)	②1区当たり 施設数	③1区当たり 延床面積 (m ²)	④人口10万人 当たり施設数	⑤人口10万人 当たり延床面積 (m ²)	⑥1施設当たり 利用者数 (人)
1	*	12,762	1.60	20,419	0.76	9,760	
2	北九州市	9,984	1.00	9,984	0.72	7,155	126,647
3	*	8,465	1.13	9,523	0.77	6,490	197,187
4	*	22,615	0.57	12,923	0.27	6,180	633,594
5	*	7,244	0.91	6,586	0.68	4,915	125,126
6	*	8,771	0.83	7,310	0.52	4,560	240,828
7	*	3,584	2.00	7,168	0.98	3,498	105,753
8	*	2,301	1.46	3,355	1.31	3,021	
9	*	8,953	0.50	4,477	0.26	2,339	305,516
※調査対象自治体8市							
・保有している自治体···8市							
政令市平均 ※北九州市除く		6,619	1.15	7,612	0.65	4,278	175,350
265							

※順位は、「③人口10万人当たりの延床面積」の数値が大きい順としている。

※政令市平均は、「施設数」、「延床面積」、「利用者数」の3つのデータが取れている市のデータのみを用い、加重平均法（各市データの合計÷各市データの合計：⑤の場合であれば、各市の延床面積合計÷各市の人口合計）により算出している。

※上記3つのデータの一部しか取れておらず、政令市平均算出に使用していないデータについても、参考のため記載している。

本市の状況

設置状況

・市内に7施設(北九州芸術劇場【小倉北区】、北九州ソレイユホール【小倉北区】、響ホール【八幡東区】、門司・若松・八幡・戸畠市民会館)

沿革

・市民会館は、昭和33年に設置した門司市民会館、八幡市民会館など、旧5市時代に整備された施設を引き継いでおり、基本的に旧5市の市域である行政区ごとに配置されている。

・平成15年に開設した北九州芸術劇場は、本市唯一の演劇専門の公立文化施設としての特徴を有するとともに、大ホール部分については、廃止された旧小倉市民会館の機能を引き継いでいる。

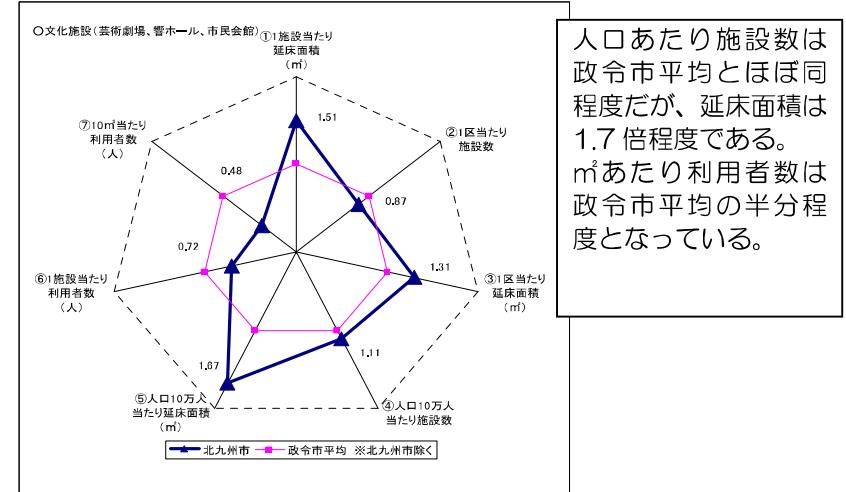
・市民会館という名称ではないが、小倉、八幡の分区後に設置された、小倉南生涯学習センター及び八幡西生涯学習センターは大ホールを備えており、市民会館的な機能を備えている。

・北九州ソレイユホールは、昭和54年から九州厚生年金会館として運営されてきたが、国の方針により売却されることになった。市民要望を受け北九州市が取得し、現在施設を民間事業者に貸し、運営を行っている。

・響ホールは、クラシック音楽専用ホールで本市の「音楽文化の拠点」、「音楽の殿堂」として、市全域旅游の拠点施設として設置されている。

・平成24年7月、本市西部地域の拠点文化施設として、「黒崎ひびしんホール（正式名称：黒崎文化ホール）」が新たにオープンした。

・北九州ソレイユホールを除く全施設に、指定管理者制度を導入。



人口あたり施設数は政令市平均とほぼ同程度だが、延床面積は1.7倍程度である。
m²あたり利用者数は政令市平均の半分程度となっている。

※「3 政令市比較」の表の北九州市と政令市平均の数値を元に作成している。

※北九州市÷政令市平均の式により、政令市平均を1とした場合、北九州市が何倍になるかを算出し、グラフ化している。

○青少年の家

1 保有量、利用状況

区分	施設数	延床面積 (m²)	1施設当たり 延床面積 (m²)	利用者数 (人)
青少年の家	7	17,266	2,467	183,156

2 コスト状況

施設名	歳出 (千円)	歳入 (千円)	利用者1人当たりの歳出 (千円)	利用者1人当たりの歳入 (千円)	歳入カバー率 (※歳入と歳出)
青少年の家	398,695	14,076	2.18	0.08	3.53%

*歳出：維持管理経費（修繕費用、光熱水費、委託料等）+人件費（施設勤務者分）の合計となっており、指定管理料を含む。
*歳入：使用料収入、利用料収入（指定管理者制度導入施設）、その他収入の合計となっている。

本市の状況

設置状況

- 市内に7施設（各区ごとに設置）
(もじ・たしろ・かぐめよし少年自然の家、玄海青年の家、夜宮青少年センター、足立青少年の家、畠キャンプセンター)
- 少年自然の家は、青少年の宿泊研修、青少年の指導者の研修等により、少年の健全な育成を図るものとして、各区に1施設設置されている。
- 昭和35年に足立青少年の家、昭和47年にかぐめよし、昭和51年にたしろ、昭和57年にもじが設置されている。昭和45年に玄海青年の家、昭和48年に夜宮青少年センター、平成10年に畠キャンプセンターが開設されている。
- 少年自然の家2施設（かぐめよし、もじ）、玄海青年の家は指定管理者制度を導入。

沿革

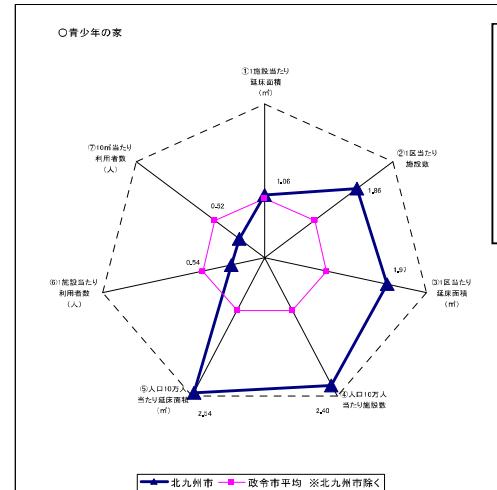
3 政令市比較

順位	自治体名称	(1) 保有状況					(2) 利用状況	
		①1施設当たり 延床面積 (m²)	②1区当たり 施設数	③1区当たり 延床面積 (m²)	④人口1万人当たり施設数	⑤人口10万人当たり延床面積 (m²)	⑥1施設当たり 利用者数 (人)	⑦10万人当たり 利用者数 (人)
1	北九州市	2,467	1.00	2,467	0.72	1,768	26,165	106
2	*	3,154	0.63	1,971	0.43	1,343	85,357	271
3	*	1,559	1.09	1,701	0.81	1,270	45,808	294
4	*	4,836	0.43	2,073	0.20	991	44,792	93
5	*	4,794	0.20	959	0.10	458		
6	*	6,785	0.10	679	0.05	355	73,343	108
7	*	1,482	0.44	659	0.22	321	26,060	176
		※調査対象自治体8市						
		・保有している自治体・・・8市 (うち2市については、データが得られていないため除外)						
	政令市平均(※北九州市除く)	2,332	0.54	1,252	0.30	696	48,023	206

※順位は、「⑤人口10万人当たりの延床面積」の数値が大きい順としている。

※政令市平均は、「施設数」、「延床面積」、「利用者数」の3つのデータが取れている市のデータのみを用い、加重平均法（各市データの合計÷各市データの合計：⑤の場合であれば、各市の延床面積合計÷各市の人口合計）により算出している。

※上記3つのデータの一部しか取れておらず、政令市平均算出に使用していないデータについても、参考のため記載している。



人口あたり施設数は政令市平均の2.4倍程度、
延床面積は2.5倍程度である。
m²あたり利用者数は半分程度である。

※“3 政令市比較”的表の北九州市と政令市平均の数値を元に作成している。

※北九州市÷政令市平均の式により、政令市平均を1とした場合、北九州市が何倍になるかを算出し、グラフ化している。

○放課後児童クラブ (児童館内クラブを除く)

1 保有量、利用状況

施設名	施設数	延床面積 (m ²)	1施設当たり 延床面積 (m ²)	利用者数 (人)
放課後児童クラブ	128	17,619	138	1,017,606

2 コスト状況

施設名	歳出 (千円)	歳入 (千円)	利用者1人 当たりの歳出 (千円)	利用者1人 当たりの歳入 (千円)	歳入カバー率 ※歳入÷歳出 (%)
放課後児童クラブ	660,691	-	0.65	-	-

*歳出：維持管理経費（修繕費用、光熱水費、委託料等）+人件費（施設勤務者分）の合計となっている。
*歳入：使用料収入、その他収入の合計となっている。

本市の状況

設置状況 沿革

- ・市内全域に128施設（児童館内放課後児童クラブは含めていない）
- ・児童福祉法（放課後児童健全育成事業）に基づき、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後（放課後）等に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図ることを目的とした施設。
- ・市の方針である、「子ども・子育て支援施策」の充実を図るため、平成20年度から利用対象を小学校低学年（1年生～3年生）の留守家庭に限らず、希望する全ての小学生とする「全児童化」事業を推進。平成22年度までの間に小学校区ごとに必要な施設整備（76ヶ所）を行った。
- ・民間保育所・幼稚園・小学校の余裕教室を活用するほか、校庭内に専用施設を整備している。
- ・管理運営は、小学校区ごとに、地域の代表者等で構成される運営委員会に委託して実施。

3 政令市比較

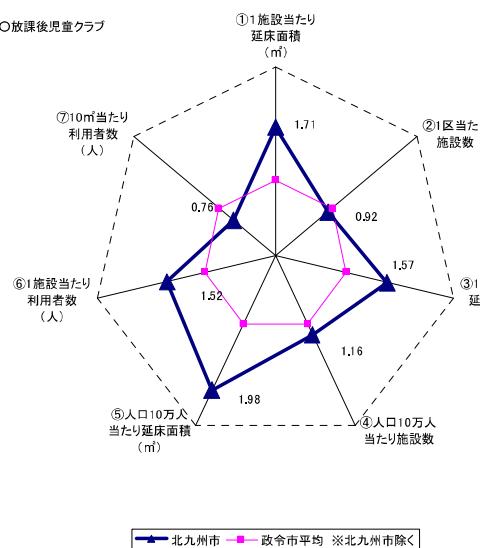
順位	自治体名称	(1) 保有状況				(2) 利用状況		
		①1施設当たり 延床面積 (m ²)	②1区当たり 施設数	③1区当たり 延床面積 (m ²)	④人口10万人 当たり施設数	⑤人口10万人 当たり延床面積 (m ²)	⑥1施設当たり 利用者数 (人)	⑦10m ² 当たり 利用者数 (人)
1	*	367	20.08	7,642	9.94	3,653		
2	*	492	9.90	4,875	5.17	2,548		
3	北九州市	138	18.29	2,517	13.10	1,804	7,950	57
4	*	121	20.50	2,473	12.79	1,543		
5	*	68	19.88	1,356	13.55	924	5,218	76
6	*	95	19.86	1,883	9.50	900		
7	*	85	0.82	69	0.61	52		
※調査対象自治体 8 市								
・保有している自治体・・・6市								
・保有していない自治体・・・2市								
政令市平均 ※北九州市除く		68	19.88	1,356	13.55	924	5,218	76

*施設数、延床面積は、競技場単位で分析を行っている。

*順位は、^⑤人口10万人当たりの延床面積の数値が大きい順としている。

*政令市平均は、「施設数」、「延床面積」、「利用者数」の3つのデータが取れている市のデータのみを用い、加重平均法（各市データの合計÷各市データの合計：⑤の場合であれば、各市の延床面積合計÷各市の人口合計）により算出している。

*上記3つのデータの一部しか取れておらず、政令市平均算出に使用していないデータについても、参考のため記載している。



*3 政令市比較の表の北九州市と政令市平均の数値を元に作成している。

*北九州市÷政令市平均の式により、政令市平均を1とした場合、北九州市が何倍になるかを算出し、グラフ化している。

人口あたり施設数は政令市平均とほぼ同程度、延床面積は2倍程度である。
m²あたり利用者数は7割程度となっている。

※政令市平均の数値は、全てのデータが揃っている市が、1市であったため、当該1市の数値となっている。